

【C日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、報道関係者の取材源秘匿につき、最高裁判例の判断枠組み及び事例への具体的な当てはめについて、その理解を問うものである。本事案のリーディング・ケースとなる最三小決平成18年10月3日民集60巻8号2467頁においては、まず、取材の自由が憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものとした最大決昭和44年11月26日民刑集23巻11号1490頁を引用した上で、取材源秘匿についても取材の自由を確保する観点から、原則として証言拒絶が認められるとした。そして、記者の取材源秘匿については、民訴法197条1項3号の「職業の秘密」にあたるとした上で、証言を拒むことができる「保護に値する秘密」とは、①秘密の公表によって生ずる不利益と、②証言拒絶による犠牲となる真実発見および裁判の公正との比較衡量によって決せられるとしている。

本問では、上記の判断枠組みを踏まえ、本件取材源の公開によって生じる報道機関の情報提供者との信頼関係、将来の取材・報道活動への影響、国民の知る権利への阻害等の性質と、公正な裁判実現という公共の利益との衡量に基づく論証が求められる。もっとも、その際には、上記判例においては、単純な衡量審査ではなく、取材源の秘密の社会的価値を重視した比較衡量がなされていた点に留意することが必要である。

問題2

上乗せ条例とは、地方自治体が、国の法令と同一の目的からより厳しい規制を定める条例を指し、国の法令と同一目的で法令により規制が加えられていない項目について規制する横出し条例と区別される。憲法上、地方自治体による条例制定権は、「法律の範囲内で」認められており（94条）ことから、これらの条例を制定するに際しては、法令と条例との矛盾抵触がある場合にはその解消が求められる。具体的には、その際の考慮事項に関して、最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁（徳島市公安条例事件）においては、道路交通法と徳島市公安条例の関係につき、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみではなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって」決すると判示されている。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。